

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市男女共同参画推進センター
所管部・課	市民生活部 男女共同参画課
所在地	新潟市中央区東万代町9-1 万代市民会館3階
根拠法令	
設置条例	新潟市万代市民会館条例
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 6,051.85㎡ ・建物構造 鉄筋コンクリート造6階建(一部7階建) うち3階を男女共同参画推進センターが使用(890.42㎡) ・男女共同参画推進センター 相談室、研修室3、会議室、事務室、情報図書室、視聴覚室、保育室

施設の設定目的
<p>男女共同参画推進センターは、新潟市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進する事業を実施するとともに、市民、事業者、市民団体の皆さんが取り組む活動を支援する拠点施設です。</p>
管理・運営に関する基本理念，方針等
<p>【理念】 人間尊重を理念とする男女共同参画推進センターは、男女共同参画の推進の拠点であり、また、女性が抱えている問題を社会構造の中で考え、解決の道を探し、自立を助けるための学習や活動・交流の拠点です。 さらに、女性が自己の人生を主体的に選択できる力を養い、その能力が発揮できるような社会の創造に向けての行動と実践を支える拠点でもあります。</p> <p>【運営】 運営にあたっては、男女共同参画行動計画関係課・機関及び関係団体との連携を図りながら、市民の参画を得て行うものとします。</p>